

兵庫県 県庁舎等再整備基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル募集要領

第1 概要

1 目的

県庁舎周辺地域は、建築後約50年を経過する県庁舎の耐震性不足や周辺県有施設の老朽化、元町駅を挟む南北の交通の分断など、様々な課題を抱えていることから、県庁舎及び周辺地域等の再整備の基本的な考え方となる「県庁舎等再整備基本構想」を策定したところである。

そこで、本基本構想の具体化を図るため、リーディングプロジェクトとなる「県庁舎ゾーンの再整備計画」と景観形成に対する考え方等を含めた「にぎわい交流ゾーンの整備計画」を並行して検討し、『県庁舎等再整備基本計画』としてとりまとめる。

この策定支援業務には、高度な企画力や技術力、豊富な知識や経験が求められることから、公募によるプロポーザルを実施し、受託候補者及び次点者を選定する。

2 委託業務

(1) 業務名 県庁舎等再整備基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添「県庁舎等再整備基本計画策定支援業務委託 仕様書（案）」による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、繰越予算が議決された後、完成期日を令和2年9月30日までに変更する予定である。

3 スケジュール（予定）

	項目	日程
第1次審査	募集要領の公表	令和元年6月4日（火）
	参加表明書等に関する質問の受付	令和元年6月5日（水）～ 令和元年6月10日（月）
	質問に対する回答	令和元年6月17日（月）
	参加表明書等の受付	令和元年6月17日（月）～ 令和元年6月21日（金）
	第1次審査	令和元年6月28日（金）
	審査結果の通知	令和元年7月5日（金）
第2次審査	事業提案書等に関する質問の受付	令和元年7月8日（月）～ 令和元年7月12日（金）
	質問に対する回答	令和元年7月19日（金）
	事業提案書等の受付	令和元年7月8日（月）～ 令和元年7月29日（月）
	第2次審査	令和元年8月中旬
	審査結果の通知	令和元年8月下旬
	契約締結	令和元年9月中旬

4 審査

別に定める「県庁舎等再整備基本計画策定支援業務 受託候補者選定委員会 設置要綱」に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を行う。

〈選定委員会委員〉

氏 名		所属・役職等
委員長	安田 丑作	神戸大学名誉教授
委 員	柏木 浩一	有限会社アビタ代表取締役副社長
	佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院教授
	湯川 カナ	一般社団法人リベルタ学舎代表理事
	日下部 雅之	兵庫県企画県民部新庁舎整備室長

5 事務局

兵庫県企画県民部新庁舎整備室新庁舎整備課整備班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-3159 FAX 078-362-9489

E-mail shinchose_seibi@pref.hyogo.lg.jp

第2 参加資格及び制限

1 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次の(1)から(9)までの要件を全て満たさなければならない(デザインコンセプトへの助言等、業務の一部(主たる部分を除く。)を行う協力事業者については、(2)から(5)まで及び(7)の要件を満たさなければならない。)

- (1) 兵庫県における測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有すること。
又は、契約までに入札参加資格を取得できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第72号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。
- (5) 本プロポーザル及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。
- (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。
- (8) 管理技術者に一級建築士を配置できること。
- (9) 平成20年4月以降に、次に掲げる全ての業務を元請けとして受託し、履行した実績を有すること。
 - ①延べ面積10,000㎡以上の新築の庁舎又は事務所の計画策定、設計等に関する業務
 - ②都市デザイン(都市計画、景観計画又は交通計画の立案等)に関する業務

2 設計共同体における参加資格

設計共同体として本プロポーザルに参加する場合は、前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない(デザインコンセプトへの助言

等、業務の一部（主たる部分を除く。）を行う協力事業者については、上記 1 (2) から(5)まで及び(7)の要件を満たさなければならない。)

- (1) 設計共同体の構成員は、設計共同体の代表者を決め、代表者が本プロポーザル手続及び業務委託契約において全ての責任を持つこと。
- (2) 全ての構成員は、上記 1 (1)から(5)まで及び(7)の要件を満たすこと。
- (3) 設計共同体の代表者は、上記 1 (6)、(8)及び(9)①の要件を満たすこと。
- (4) 設計共同体の構成員のいずれかは、上記 1 (9)②の要件を満たすこと。

なお、参加表明書の提出までに設計共同体を組織し、設計共同体の設置に関する協定書（様式は、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」平成 10 年 12 月 10 日付 建設省営建発第 65 号(最終改正 平成 21 年 12 月 24 日)に記載の「設計共同体協定書」に準じて作成するものとする。）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

3 参加に対する制限

- (1) 参加する事業者又は設計共同体（以下「参加者」という。）が提出できる参加表明書等及び事業提案書等は、それぞれ 1 点のみとする。
- (2) 単独で参加した事業者は設計共同体の構成員になることはできない。
- (3) 設計共同体の構成員は他の設計共同体の構成員になることはできない。
- (4) 協力事業者は参加者又はその構成員になることはできない。
- (5) 次に該当する者は、本プロポーザルに参加できない。
 - ①選定委員会委員及びその家族が主宰し、又は所属する事業者
 - ②大学に所属する選定委員会委員の研究室に現に所属している者が所属する事業者

第 3 手続

1 募集要領の公表

- (1) 公表方法
兵庫県ホームページ、県公報、掲示による。
- (2) 公表日
令和元年 6 月 4 日（火）

2 参加表明書等の受付

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
①参加表明書	様式 1	1 部
②参加者の実績等	様式 2	
③実施体制	様式 3	
④管理技術者の経歴等	様式 4	
⑤主たる担当技術者の経歴等	様式 5	
⑥協力事業者一覧	様式 6	
⑦企画提案書（県庁舎ゾーン再整備の基本コンセプト・配慮事項、にぎわい交流ゾーン整備の基本コンセプト・配慮事項、取組体制、工程計画等）※	様式自由 A 3 横 片面 3 枚以内	10 部
⑧上記①から⑦の電子データ（Word、PDF）	DVD 又は CD	1 枚

※ 企画提案書の作成にあたっては、文章による記述を基本とし、これを補足するための図や写真等は可とする。また、文字の大きさは 12 ポイント以上とする。なお、参加者及びその構成員（協力事業者を除く。）が特定できるような記述は避ける。

- (2) 受付場所
事務局（本要領第15に掲げる事務局をいう。以下同じ。）
- (3) 受付期間
令和元年6月17日（月）から令和元年6月21日（金）まで
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）
- (4) 提出方法
持参又は郵送による。なお、郵送の場合は配達証明付郵便とし、提出期限内必着とする。

3 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
質問書（様式7）
- (2) 受付場所
事務局
- (3) 受付期間
令和元年6月5日（水）から令和元年6月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (4) 提出方法
持参、郵送又はE-mailのいずれかによる。なお、郵送及びE-mailの場合、提出者は必ず事務局に着信を確認する。
- (5) 回答日及び方法
令和元年6月17日（月）に、兵庫県ホームページに掲載する。

4 第1次審査

- (1) 審査方法
事務局が参加表明書等を確認し、参加資格要件を満たす参加者のみを第1次審査参加者とする。
選定委員会が第1次審査参加者の参加表明書等を下記の審査基準に基づき審査し、事業提案書等の提出を要請する参加者（5者程度）を選定する。
- (2) 審査日
令和元年6月28日（金）
- (3) 審査基準

審査項目	審査事項	配点
実施体制	参加者の受賞実績	10
	実施体制（担当技術者の資格等）	10
	管理技術者の業務実績、受賞実績及び手持ち業務	10
	主たる担当技術者の業務実績、受賞実績及び手持ち業務	10
企画提案	業務に対する理解度、的確性、独創性、実現性等	40
	取組体制（参加者内部及び協力事業者の役割分担）、工程計画（県庁舎ゾーン再整備計画の検討とにぎわい交流ゾーン整備計画の検討の進め方及び双方の関連性）	20
計		100

- (4) 審査結果の通知
事業提案書等の提出者として選定された者にはその旨を通知する。また、選定されなかった者には選定されなかった旨を通知する。
- (5) 通知日
令和元年7月5日（金）

(6) 通知方法

郵送による。

(7) 非選定理由の説明

選定されなかった者は、次により、その理由の説明を求めることができる。

①提出書類

非選定理由説明書（様式自由。ただし、住所、会社名、代表者名を記入し、押印する。）

②受付場所

事務局

③受付期間

令和元年7月8日（月）から令和元年7月12日（金）まで
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

④提出方法

持参又は郵送による。

5 事業提案書等の受付

(1) 提出書類

提出書類		様式	部数
①事業提案書		様式8	1部
②テーマ別提案書※	テーマ1「県庁舎ゾーン再整備の考え方」 県政の中核拠点にふさわしい先進的な庁舎を整備するため、安全・安心な県民生活や経済活動を支える広域防災拠点の整備、質の高い行政サービスの提供、県民の利便性向上、兵庫の魅力の発信、地球環境への配慮等の観点から、新庁舎に求められる機能について提案する。	様式自由 A3横 片面 3枚以内	10部
	テーマ2「にぎわい交流ゾーン整備の考え方」 2号館及び県民会館跡地について、必要な都市機能、道路空間及び緑地等の整備、三宮再整備との連携等の観点から、具体的な施設整備とその実現方策について提案する。なお、ゾーン内の関連整備に係る提案も可能。	様式自由 A3横 片面 3枚以内	
	テーマ3「景観形成の考え方」 周辺建築物との調和、六甲の山並みや港への眺望景観との調和等の観点から、建築物や公共空間の景観形成上配慮すべき内容について提案する。	様式自由 A3横 片面 1枚	
③見積書	総額及び小項目毎の内訳額 (消費税及び地方消費税(計10%)を含む)	様式自由 (A4)	1部
④上記の電子データ (Word、PDF)		DVD 又は CD	1枚

※ テーマ別提案書の作成にあたっては、文字の大きさは12ポイント以上とする。
なお、参加者及びその構成員（協力事業者を除く。）が特定できるような記述は避ける。

(2) 受付場所

事務局

(3) 受付期間

令和元年7月8日（月）から令和元年7月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び

祝日を除く。)

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は配達証明付郵便とし、提出期限内必着とする。

6 事業提案書等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式 7）

(2) 受付場所

事務局

(3) 受付期間

令和元年 7 月 8 日（月）から令和元年 7 月 12 日（金）まで

(4) 提出方法

持参、郵送又は E-mail のいずれかによる。なお、郵送及び E-mail の場合、提出者は必ず事務局に着信を確認する。

(5) 回答日及び方法

令和元年 7 月 19 日（金）に、兵庫県ホームページに掲示する。

7 第 2 次審査

(1) 審査方法

選定委員会がテーマ別提案書及び見積書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を下記の審査基準に基づき審査し、受託候補者 1 者及び次点者 1 者を選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの概要

①実施方法

- ・時間は 1 者につき 30 分程度（説明 15 分、質疑 15 分）とする。
- ・説明はテーマ別提案書の内容のみとし、説明用パネル（A 1 版）又はプロジェクターは使用できるが、追加資料や模型等を用いた説明はできない。
- ・出席者は参加表明書等に記載の管理技術者及び主たる担当技術者を含む 5 名以内とする。

②実施場所

県庁舎内又は近隣の会議室（別途通知）

③実施日

令和元年 8 月中旬（別途通知）

(3) 審査基準

審査項目	審査事項		配点
事業提案	テーマ 1	テーマに対する理解度、提案内容の的確性、 独創性、実現性	40
	テーマ 2		30
	テーマ 3		10
取組意欲	チームワーク、コミュニケーション力、取組姿勢、説明の 整合性等		15
価格評価	経費見積		5

なお、第 1 次審査の結果（点数）は、第 2 次審査に加算しない。

(4) 審査結果の通知

受託候補者及び次点者にはその旨を通知する。また、受託候補者及び次点者に選定されなかった者には選定されなかった旨を通知する。

- (5) 通知日
令和元年8月下旬
- (6) 通知方法
郵送による。
- (7) 非選定理由の説明
受託候補者に選定されなかった者は、次により、その理由の説明を求めることができる。
 - ①提出書類
非選定理由説明書（様式自由。ただし、住所、会社名、代表者名を記入し、押印する。）
 - ②受付場所
事務局
 - ③受付期間
(5)の通知日から起算して5日目（通知日を含む）（5日目が休日の場合はその翌開庁日）まで
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）
 - ④提出方法
持参又は郵送による。

第4 その他

1 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属し、参加者に無断で使用しない。ただし、兵庫県情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。
- (4) 提出書類は本プロポーザル手続及びこれに関する事務処理に必要な範囲において、複製を作成し、保存することができるものとする。
- (5) 受託候補者及び次点者の事業提案書等について、兵庫県はその内容を公表できるものとする。

2 契約

- (1) 兵庫県は前記により選定された受託候補者と県庁舎等再整備基本計画策定支援業務に係る委託契約の交渉を行う。なお、契約締結に至らなかった場合、次点者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 委託金額は、70,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (3) 仕様は仕様書に定めるほか、県と受託者の協議の上定める。
- (4) 配置予定技術者は、県がやむを得ないと認める場合を除き、実施体制（様式3）に記載した担当技術者とする。

3 失格となる事項

参加者が次のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積書が2(2)に示す委託金額の上限を超える場合
- (4) 第2に示す参加資格を欠くことになった場合
- (5) 原則としてプレゼンテーション及びヒアリングに指定された者が出席しない場

合

- (6) 本件に関し、選定委員会委員に接触し、又は接触しようとした場合
- (7) 本件に関し、第三者に依頼をして選定委員会委員に接触し、又は接触しようとした場合
- (8) その他、選定委員会が不適切と認めた場合

4 その他

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 今後予定している本業務に関連する業務について、本業務の受託者及び協力事業者が参加することは妨げない。